

岡崎市次世代自動車購入費補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、電気自動車（以下「BEV」という。）又はプラグインハイブリッド自動車（以下「PHEV」という。）（以下これらを「次世代自動車」という。）を購入する者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した次世代自動車の導入支援により、家計及び事業運営におけるエネルギーコストの負担軽減を図る。あわせて、環境性能に優れた次世代自動車の普及促進を図るとともに岡崎産再エネ電気によるゼロカーボンドライブを通じたエネルギーの地産地消及びゼロカーボンシティの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) BEV 搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする四輪以上の検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）であって、内燃機関を併用しないものをいう。
- (2) PHEV 外部電源からの充電が可能であり、かつ、エネルギー回生機能を有する四輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証にプラグインハイブリッド車である旨が記載されているものをいう。
- (3) 初度登録 道路運送車両法第4条の規定により自動車登録ファイルに初めて登録を受けることをいう。この場合において、軽自動車にあつては、同法第59条第1項に規定する新規検査を受けることをいう。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次世代自動車の新車を自ら使用する目的で購入し、又は4年以上のリース契約（サブスクリプション契約を含む。）を締結（以下「購入等」という。）した個人（個人事業主を含む。以下同じ。）又は事業者（法人その他の団体をいい、国、地

方公共団体及び独立行政法人を除く。以下同じ。)であって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 次に掲げる全ての要件を満たす個人であること。

ア 補助金の交付を受けようとする年度の4月1日以降に、次世代自動車の初度登録を受けていること。

イ 購入等をした次世代自動車の自動車検査証記録事項の「自動車登録番号又は車両番号」に「岡崎」と、「自家用・事業用の別」に「自家用」と記載されていること。

ウ 補助金の交付の申請をする日（以下「申請日」という。）において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に登録されていること。

エ 購入等をした次世代自動車の自動車検査証記録事項に「使用者」として記載されていること。

オ 市税を滞納していないこと。

カ 岡崎市暴力団排除条例（平成23年岡崎市条例第31号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者に該当しないこと。

キ 申請日において、購入等をした次世代自動車の自動車検査証記録事項に記載された「使用者の住所」又は「使用の本拠の位置」において、岡崎市地産地消再エネ事業者登録制度に登録のある小売電気事業者が供給する地産電力メニュー（以下「岡崎産再エネ電気」という。）を契約していること。ただし、既存の電気契約が高圧契約若しくは特別高圧契約である場合、又は交付対象者若しくはその世帯の世帯員が電気契約の権限を有しておらずやむを得ないと市長が認める場合においては、この限りではない。

(2) 次に掲げる全ての要件を満たす事業者であること。

ア 前号ア、イ、オ、キ及び代表者又は役員がカに掲げる要件を満たすこと。

イ 市内に本社、支社、支所、支店又は営業所等を置く事業者で、現に事業の活動実態があること。

ウ 購入等をした次世代自動車の自動車検査証記録事項の「使用の本拠の位置」が本市の区域内であること。

（補助対象経費及び補助金の額等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、交付対象者が購入等をした次世代自動車の車両本体価格（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。この場合において、当該車両本体価格に値引きがあ

るときは、当該値引き後の金額とする。

- 2 補助金の額は、45 万円とする。
- 3 補助金の交付は、同一の世帯（個人の場合に限る。）又は同一の事業所等（事業者の場合に限る。）につき、同一の年度内において1 台を限度とする。なお、本市が交付する次世代自動車に係る補助金を令和8 年6 月24 日までに申請し、既に受給した者は、補助金の交付を受けることができない。
- 4 補助対象経費の額が90 万円に満たない次世代自動車を購入等したときは、補助金は交付しない。

（他の補助金との関係）

第6 条 この補助金は、国、県その他の団体が交付する次世代自動車に係る補助金等（以下「国庫補助金等」という。）の受給を妨げない。ただし、当該国庫補助金等の交付要綱等に定める規定を遵守しなければならない。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度の2 月18 日までに、岡崎市次世代自動車購入費補助金交付申請兼実績報告書（以下「交付申請兼実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、当該提出がなされた日を申請日とする。

- (1) 購入等をした次世代自動車の自動車検査証記録事項の写し
 - (2) 購入により車両を取得した場合にあっては、車両販売店が発行した次世代自動車の購入の事実が確認できる書類の写し（車両本体価格が明記されているものに限る。）
 - (3) リース契約により車両を取得した場合にあっては、リース契約した事実が確認できる書類の写し（リース期間の記載があるものに限る。）及び岡崎市次世代自動車購入費補助金リース明細書
 - (4) 市税に滞納がないことを証する書類（本市が発行する完納証明書。）。なお、あいち電子申請・届出システムを利用した申請（以下「電子申請」という。）を行う場合であって、市税の納付状況を市長が確認することに同意したときは、当該書類の添付を省略することができる。
 - (5) 岡崎産再エネ電気の契約を締結していることを証する書類の写し
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による提出は、電子申請又は窓口への持参により行うものとする
 - 3 第1 項第4 号に規定する書類は、同項の規定による提出の日前2 月以内に発行

されたものに限る。

4 第1項の規定による提出の受付は、予算の範囲内において先着順に受理する。

5 予算の上限額に達することとなった日（以下「受付終了日」という。）において、受理した申請の合計額が予算の上限額を超えるときは、当該受付終了日に提出された申請のみを対象として抽選を行い、予算の範囲内において受付の順番を決定する。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第8条 市長は、前条第1項の規定による交付申請兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。この規定により通知を受けた者を、以下「交付決定者」という。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないものと決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

3 前条第5項の規定による抽選の結果、予算の範囲外となった申請についても、前項と同様とする。

4 市長は、補助金の交付決定にあたり、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（補助金の交付）

第9条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付申請の取下げ）

第10条 申請者又は交付決定者（以下「申請者等」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、遅滞なく、岡崎市次世代自動車購入費補助金交付申請取下届出書を、市長に提出しなければならない。

（処分の制限）

第11条 交付決定者は、購入等をした次世代自動車の初度登録を受けた日から起算して4年を経過する日（以下「処分制限期間」という。）までにおいて、市長の承認を受けずに、補助金の目的に反して売却、譲渡、交換、貸付け、廃棄等（以下「財産処分」という。）をしてはならない。リース契約により導入した場合におい

て、処分制限期間内に当該契約を解除し、又は解約しようとするときも、同様とする。

- 2 処分制限期間内において、市長の承認を受けずに、岡崎産再エネ電気の契約を解除してはならない。
- 3 交付決定者は、第1項の承認又は前項の規定による契約の解除等をしようとするときは、あらかじめ岡崎市次世代自動車購入費補助金財産処分承認申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、岡崎市次世代自動車購入費補助金財産処分承認通知書により、その旨を当該交付決定者に通知するものとする。
- 5 市長は、前項の承認にあたり、補助金の返還その他の必要な条件を付することができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- (1) 第4条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
 - (2) 処分制限期間内に第4条に規定する要件を満たさなくなったとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (4) 第10条の規定による交付申請の取下げの届出があったとき。
 - (5) 前条第1項の規定に違反して財産処分を行ったとき。
 - (6) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、その旨を交付決定者に通知するものとする。
 - 3 第1項の規定による補助金の返還は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 第1項第1号、第3号、第4号又は第6号に該当する場合 既に交付した補助金の全額
 - (2) 第1項第2号又は第5号に該当する場合 補助金の額に、処分制限期間から既に使用した年数（1年未満の端数は切り捨てる。）を控除した年数を、処分制限期間で除して得た値を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
 - 4 前項第2号の規定にかかわらず、市長が次の各号のいずれかに該当すると認め

るときは、補助金の返還を免除することができる。

- (1) 天災等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由により次世代自動車を処分せざるを得ないとき。
- (2) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(地位の承継)

第13条 交付決定者について、交付対象である車両を相続した個人、又は合併等により事業の承継を受けた事業者（以下「承継」という。）は、当該交付決定者の地位を承継するものとする。

- 2 前項の規定により地位を承継した者は、速やかに岡崎市次世代自動車購入費補助金地位承継届出書に、承継の事実を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該承継した者にその旨を通知するものとする。

(状況調査)

第14条 市長は、補助金の交付の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者等に対し、必要な報告を求め、又は職員にその状況を調査させることができる。

- 2 申請者等は、前項の規定による報告を求められたとき、又は調査の申出があったときは、これに協力しなければならない。

(期日の特例)

第15条 第7条第1項に規定する提出の期限が閉庁日に当たるときは、その日の後に最初に到来する開庁日をもって期限とみなす。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年2月18日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付、交付申請の取下げ、交付決定の取消し及び補助金の返還については、同日以後もなおその効力

を有する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 10 月 9 日から施行する。